

## 令和3年度 公文書開示（4月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R3. 3. 28	R3. 4. 6	令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
2	R3. 3. 29	R3. 4. 6	令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
3	R3. 3. 28	R3. 4. 6	令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
4	R3. 4. 2	R3. 4. 6	令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
5	R3. 3. 25	R3. 4. 8	問11 あなたがパワハラと感じた言動は具体的にどのようなものでしたか？（複数選択可）（16）その他 意見	1			1			1			1					令和3年3月25日に公表した「パワー・ハラスメントアンケート調査結果について」に係るアンケート調査に係る設問「あなたがパワハラと感じた言動は具体的にどのようなものでしたか？」の選択肢（16）「その他（具体的な内容を記入してください。／100字以内）」は、回答者の主觀や体験に基づいて具体的な状況や職員の言動等を記入する項目である。 ・当該回答のうち、回答者又は当該職員を特定することができる部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のため ・また、回答者の主觀や体験に基づく具体的な状況等を開示することが前提になると、今後、同種の調査を実施した場合に、回答者が率直に記入することをためらう、開示された当該状況や言動等がパワー・ハラスメントに該当するものであると誤解して回答を行なうなどの影響が生じて、適切な結果を得ることが困難になるおそれがあるため ・このほか、当該アンケート調査は匿名で実施したものであって、回答内容についての事実確認を行うことができない。このような回答を開示すると、都内公立学校の実態を都民が誤解し、東京都の学校教育に対する信頼を不恰に損なうおそれがあるため	教育庁人事部職員課
6	R3. 2. 10	R3. 4. 9	・都立●●校における平成30年度中および平成31（令和元）年度中に、管理職が●●教諭を指導した記録及びこれに関連する文書一式 ・平成30年度中および平成31（令和元）年度中に、都立●●校の教員が懲戒処分を受けたことに関連する文書一式					1	1								請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁人事部職員課	
7	R3. 4. 6	R3. 4. 9	令和3年度東京都立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）	5	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
8	R3. 4. 6	R3. 4. 9	再受験の生徒には、全く別の試験なのか？どのように試験を行うのか開示してください。														本件請求に係る情報のうち「再試験」に関するものについては、東京都教育委員会ホームページにおいて閲覧可能な情報であり、東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため請求を却下する。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

## 令和3年度 公文書開示（4月決定分）

## 令和3年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
18	R3. 4. 8	R3. 4. 22	「2021年3月4日（木）以降、4月8日（木）まで」の卒業・入学式対策本部の本部と同幹事会、同調査委員会の、「（要約したような）記録（要旨）」ではなく、「発言者の職・氏名と、その発言一言一句を正確に記録した、速記録に当たる会議録・議事録の原本と、録音をテープ起こしした（生ナマのデータに当たる）文書」。					1										請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
19	R3. 4. 20	R3. 4. 22	令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
20	R3. 4. 9	R3. 4. 23	・2018年度業績評価データ ・2019年度業績評価データ ・2020年度業績評価データ	3	1				1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁人事部 職員課
21	R3. 4. 9	R3. 4. 23	2017年度から2020年度の4年間に●●立●●小学校副校長を務めた●●（現在、●●立●●小学校校長）の4年間の校長による業績評価のすべての文書					1										請求に係る情報は、3年保存の文書であることから、2017年度分は既に廃棄済みであり、現在は存在しないため	教育庁人事部 職員課
22	R3. 2. 25	R3. 4. 26	・令和2年11月30日付2教指企第1052号「令和3年度オリンピック・パラリンピック教育の全体計画等の作成について（依頼）」 ・令和2年8月12日付2教指企第529号「東京2020大会における「中高生ボランティア体験」に係るメッセージの送付について（通知）」 ・令和2年9月18日付事務連絡「学校連携観戦における「東京スタジアム周辺の見学会」への参加について」 ・令和2年12月4日付事務連絡「東京2020大会における子供の競技観戦に係る特別支援学校でのスクールバス利用について」 ・令和3年2月3日付事務連絡「東京2020大会における子供の競技観戦に係る意向調査の延期について」	1	1														教育庁指導部 管理課
23	R3. 2. 25	R3. 4. 26	・令和2年8月12日付2教指企第530号「東京2020大会における「中高生ボランティア体験」の人数に係る確認について（依頼）」及びその回答 ・令和2年9月4日付2教指企第760号「学校連携観戦における「東京スタジアム周辺の見学会」の開催について（通知）」及びその回答 ・令和2年12月7日付2教指企第1173号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る予備調査について（依頼）」及びその回答【都立永福学園とのやり取りのみ】 ・令和2年12月21日付2教指企第1278号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当案について（通知）」 ・令和3年1月12日付2教指企第1375号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当案について（通知）」 ・令和3年2月5日付「東京2020大会における子供の競技観戦にかかる配券割当について（依頼）」 ・2021年2月5日付「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当の変更依頼について」 ・令和3年2月19日付2教指企第1565号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当案の変更について（通知）」	1	1					1	1	1						・担当部署内部又は関係部署・関係団体との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある他、干渉・圧力等により行政内部の自由率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため ・担当部署内部又は関係部署・関係団体との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、関係団体からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後のオリンピック・パラリンピック事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため ・職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・組織委員会又は事業者における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事が認められるため	教育庁指導部 管理課
24	R3. 3. 3	R3. 4. 26	平成30年3月19日付29教人職第3627号「教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問）」	1	1					1			1					・特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・懲戒分限審査委員会への諮問の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に關し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため	教育庁人事部 職員課

令和3年度 公文書開示（4月決定分）